

請負契約の締結について

下記のとおり、請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年霧島市条例第68号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月24日提出

霧島市長 中 重 真 一

記

- | | | |
|----------|---------|-------------------------------|
| 1 契約の目的 | 工 事 名 | R2隼人中学校校舎（13号棟）大規模改造工事（建築1工区） |
| | 工事場所 | 霧島市隼人町真孝地内 |
| 2 契約の方法 | | 一般競争入札（総合評価方式）による。 |
| 3 契約の金額 | | 金225,170,000円 |
| 4 契約の相手方 | 企 業 体 名 | 末広・堀之内特定建設工事共同企業体 |
| | 住 所 | 霧島市隼人町西光寺10番地 |
| | 代表者の氏名 | 株式会社末広 代表取締役 末廣 浩二 |

（提案理由）

R2隼人中学校校舎（13号棟）大規模改造工事（建築1工区）について、請負契約を締結しようとするものである。

（参照）

工期、入札結果等については、別紙のとおり。

(別 紙)

R 2 隼人中学校校舎 (13号棟) 大規模改造工事 (建築 1 工区)

1 工 期

着工予定年月日 議会の議決を得た日から起算して 2 日目

完成予定年月日 令和 3 年 3 月 31 日

2 工事概要

校舎大規模改造工事 (鉄筋コンクリート造 3 階建て 延床面積 1,124m²) に伴う建築工事 (内部改修 1,124m² 屋上防水 1,214m²)

3 落札者の決定方法

入札価格が予定価格以内で失格基準価格以上の者のうち、「総合評価方式」によって得られた評価値が最も高い者を落札者とする。

4 評価の方法

評価値 = 技術評価点 (標準点 + 加算点) / 入札価格 × 定数 (100,000,000)

標準点は、入札参加者全員に与えられる点数であり、調査基準価格以上の入札価格で入札した者は 100 点、調査基準価格を下回る入札価格で入札した者は 70 点とする。

加算点は、技術資料等を踏まえて「総合評価方式 (特別簡易型) における評価項目及び評価基準」に基づいて算定した点数であり、10 点を満点とする。

5 入札結果

入札業者名	入札金額 (円)	再入札金額 (円)	技術 評価点	評価値	備 考
鎌田・福地 特定建設工事共同企業体 代表者 鎌田建設株式会社 代表取締役 鎌田 善政	215,900,000	辞退	—	—	
末広・堀之内 特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社末広 代表取締役 末廣 浩二	207,000,000	204,700,000	104.0	50.8061	落札 消費税額 20,470,000円
曾山・ダイサン 特定建設工事共同企業体 代表者 曾山建設株式会社 代表取締役 石野田 洋昭	209,900,000	206,950,000	105.1	50.7852	
津田和・ヤマグチ 特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社津田和建設 代表取締役 津田和 亨	215,800,000	辞退	—	—	
徳田・今村 特定建設工事共同企業体 代表者 徳田建設株式会社 代表取締役 徳田 浩一	210,500,000	棄権	—	—	
南建設 小永吉建設 特定建設工事共同企業体 代表者 南建設株式会社 代表取締役 南 博人	212,000,000	辞退	—	—	